

※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません
※申告して頂く項目が揃っていれば、この様式以外での提出も可能です。

医療費通知(※)を添付する場合、右記の(1)～(3)を記入します。
 ※医療保険者は発行する医療費の額等を通知する書類で、所定の事項が記載されたものをいいます。
 (例：健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)

(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険などで補填される金額
	㊦	㊧

※「医療を受けた方」、「病院・薬局など」ごとにまとめた金額で記入することができます。
※上記1に記入したものについては、記入しないでください。

3 控除額の計算

支払った医療費	㊦	円
補填される金額	㊧	円
差引支払い金額 (㊦-㊧)	㊨	円

※集計した金額を市民税・府民税申告書の該当欄に転記してください。
※領収書等は、申告期限から5年間ご自宅等で保管してください。